

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例案

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

（札幌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 札幌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法第28条の5第1項」を「地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

（札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正）

第2条 札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する法人）

第8条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等とする。

第3条 札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 第5条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「公務上の負傷又は疾病によるものを除いては、3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(2) 第9条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項第2号の規定の適用については、「給料」とあるのは「給料に相当する報酬」とする。

(札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員等の勤務条件)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員の勤務時間その他の勤務条件に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、人事委員会と協議して、任命権者が別に定める。

(札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 札幌市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第55号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条の3第2号中「規定する特別休暇」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、勤務条件条例第18条の規定により任命権者が別に定める特別休暇）」を加える。

(2) 第7条第2項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 号。
以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第14条の規定に基づき一般職員の例により支給する場合の期末手当に係る基準日に育児休業をしている会計年度任用職員（同条の会計年度任用職員に限る。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（会計年度任用職員として勤務した期間に限る。）がある者には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(3) 第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

- (4) 第22条中「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。
- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
 - (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）
 - ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員
- (5) 第23条第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「としての特別休暇」の次に「(以下「育児時間」という。)」を加え、「特別休暇に係る時間」を「育児時間」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 非常勤職員に対する第1項の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間のいずれか又はその両方の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を合計した時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。
- (6) 第24条中「又は教育給与条例第8条」を「、教育給与条例第8条又は会計年度任用職員給与条例第9条」に改める。
(札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

第6条 札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(昭和63年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
(公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）
の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項中「報酬」を「給料又は報酬」に改める。
(2) 別表選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理
者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び
選挙立会人の項中「の投票立会人又は期日前投票所の」を「又は期日前投
票所の投票管理者が職務時間内に交替する場合又は」に改め、同表附属機
関の項及び専門委員の項中「報酬日額」を「給料日額又は報酬日額」に改
め、同表その他の者の項中「報酬月額」を「給料月額又は報酬月額」に、
「報酬日額」を「給料日額又は報酬日額」に改める。

(札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部改正)

第9条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例
(昭和41年条例第53号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第2項中「あつて」を「あって」に改める。
(2) 第3条第3項中「従つて」を「従って」に改める。
(3) 第4条の3中「支払つている」を「支払っている」に改める。
(4) 第5条の2第1項中「あつては」を「あっては」に、「なつた」を「なっ
た」に改め、同条第2項中「なつた」を「なった」に改める。
(5) 第8条の2中「あつては」を「あっては」に改める。

(6) 第13条第1項中「職員が」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この項及び第17条第1項において同じ。）が」に、「又は勤続期間」を「若しくは勤続期間」に改め、「該当する」の次に「とき、又は同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員のうち、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した」を加え、同項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条第11項中「あつては」を「あっては」に改め、「退職した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、第1項の規定により退職手当が支給される者に限る。）」を加える。

(7) 第14条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

(8) 第17条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。

(9) 第17条の2の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第17条の3 第4条、第4条の3、第5条の2、第7条、第12条及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

2 第4条、第4条の3、第5条の2、第7条及び第12条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

（札幌市職員退職手当条例の一部改正）

第10条 札幌市職員退職手当条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び臨時的に任用された者」を削る。

(札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第11条 札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「」及び臨時的任用職員（」を削る。

(札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項を次のように改める。

企業職員のうち一般職であるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

- (2) 第2条第2項中「あつて」を「あって」に改める。
- (3) 第3条第3項中「従つて」を「従って」に改める。
- (4) 第6条の3中「支払つている」を「支払っている」に改める。
- (5) 第7条の2第1項中「あつては」を「あっては」に、「なつた」を「なった」に改め、同条第2項中「なつた」を「なった」に改める。
- (6) 第10条の2中「あつては」を「あっては」に改める。
- (7) 第12条の2中「あつて」を「あって」に改める。
- (8) 第15条第1項中「職員が」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下の項及び第19条第1項において同じ。）が」に、「又は勤続期間」を「若しくは勤続期間」に改め、「該当する」の次に「とき、又は同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員のうち、常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した」を加え、同項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条第11項中「あつては」を「あっては」に改め、「退職した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年

度任用職員にあっては、第1項の規定により退職手当が支給される者に限る。)」を加える。

(9) 第16条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

(10) 第17条を次のように改める。

第17条 削除

(11) 第19条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。

(12) 第19条の2の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条の3 第4条、第6条、第6条の3、第7条の2、第9条、第12条の2、第14条、第14条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

2 第4条、第6条、第6条の3、第7条の2、第9条、第12条の2、第14条及び第14条の2の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

(札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第13条 札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条中「(常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された者に限る。)」を削る。

(2) 第2条第1項中「及び第17条」を「、第17条及び第18条」に改め、同項の表に次のように加える。

第18条	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方公務	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第1項又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に
------	---	--

員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員	関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により臨時的に任用される職員及び地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員
---	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第8条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例に係る経過措置）

2 第2条の規定による改正後の札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例第8条の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項に規定する退職又は先の退職をした者が前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に同条第1項各号に掲げる場合に該当した場合の懲戒処分について適用し、同日前に同項各号に該当した場合の懲戒処分については、なお従前の例による。

（札幌市職員の育児休業等に関する条例に係る経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の第5条の規定による改正後の札幌市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項に規定する基準日（以下「最初の基準日」という。）に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、施行日の前日において札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表その他の項の適用を受けていた者又は札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）第36条の適用を受けていた者から引き続いて会計年度任用

職員となった者に対する最初の基準日に係る期末手当の支給については、人事委員会が定める。

(札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例に係る経過措置)

4 第11条の規定による改正後の札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第2条の規定は、施行日以後に生じた事由に係る補償について適用し、施行日前に生じた事由に係る補償については、なお従前の例による。

(理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用の職が設けられることに伴い、関係条例の整備を行うため、本案を提出する。